

寒川町表彰条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 4 号

寒川町表彰条例施行規則等の一部を改正する規則

(寒川町表彰条例施行規則の一部改正)

第 1 条 寒川町表彰条例施行規則(昭和 50 年寒川町規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「企画政策部長」を「企画部長」改める。

(寒川町会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第 2 条 寒川町会計管理者の補助組織設置規則(昭和 53 年寒川町規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「、概算払及び前金払」を「及び概算払」に改め、同条第 9 号を削り、第 10 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(寒川町事務分掌等に関する規則の一部改正)

第 3 条 寒川町事務分掌等に関する規則(昭和 57 年寒川町規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条企画政策部企画政策課の項から企画政策部危機管理課の項までを次のように改める。

企画部

企画政策課 秘書担当 企画行革担当

財政課 財政担当 契約検査担当

広報戦略課 統計マーケティング担当 広報プロモーション担当 情報システム担当

第 2 条総務部総務課の項中「職員担当」を「職員力推進担当」に改め、「管財担当」を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

施設再編課 管財担当 計画担当

第2条総務部収納対策課の項を次のように改める。

収納課 収納担当

第2条町民部協働文化推進課の項の次に次の1項を加える。

町民安全課 災害対策担当 防犯・交通安全担当

第2条健康子ども部子ども青少年課の項を次のように改める。

子育て支援課 子ども家庭担当 のびのびすくすく担当

第2条健康子ども部子育て支援課の項の次に次の1項を加える。

保育・青少年課 保育担当 青少年育成担当

第3条企画政策部企画政策課秘書担当の項から企画政策部危機管理課危機管理担当の項までを次のように改める。

企画部

企画政策課

秘書担当

- (1) 町長及び副町長の秘書に関する事。
- (2) 儀式及び交際に関する事。
- (3) 表彰及びほう賞に関する事。
- (4) 町長乗用車の運行に関する事。
- (5) 町長及び副町長の事務引継ぎに関する事。
- (6) 課の庶務に関する事。
- (7) 部内の事務連絡に関する事。
- (8) 部内の他課の主管に属しない事務に関する事。

企画行革担当

- (1) 行政施策の総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 行政施策の評価に関する事。

- (3) 行政組織の企画に関すること。
- (4) 特命事項の調査、研究に関すること。
- (5) 総合計画に関すること。
- (6) 総合計画審議会に関すること。
- (7) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (8) 広域行政に関すること。
- (9) 政策会議に関すること。
- (10) 部長会議に関すること。
- (11) 行政改革に関すること。
- (12) 地方分権に関すること。
- (13) 事務改善に関すること。
- (14) 指定管理者の選定に関すること。
- (15) 指定管理者選定委員会に関すること。

財政課

財政担当

- (1) 予算編成に関すること。
- (2) 予算の配当及び執行管理に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) 町債及び一時借入金に関すること。
- (5) 地方交付税等に関すること。
- (6) 財政状況の公表に関すること。
- (7) 決算における主要な施策の成果説明及び決算統計に関すること。
- (8) 基金の運用管理に関すること。
- (9) 手数料等の収入の総括に関すること。
- (10) 寄附金の採納に関すること。

- (11) 課の庶務に関する事。

契約検査担当

- (1) 工事請負契約及びこれに係る委託契約の執行に関する事。
- (2) 工事請負契約及び委託契約の総括管理に関する事。
- (3) 物品の購入契約及び検収に関する事。
- (4) 契約業者の入札参加資格の審査及び登録に関する事。
- (5) 工事等の検査に関する事。
- (6) 国庫補助金対象工事に伴う検査の調整に関する事。
- (7) 土木、建築工事等の施工基準に関する事。
- (8) 公共工事に伴う建設廃材の調整に関する事。

広報戦略課

統計マーケティング担当

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく統計調査に関する事。
- (2) マーケティングに係る総合的企画及び調整に関する事。
- (3) マーケティングに係る資料の収集及び活用に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

広報プロモーション担当

- (1) 広報活動の総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 広報紙その他の広報刊行物の編集及び発行に関する事。
- (3) 広報番組の企画及び制作に関する事。
- (4) 寒川町インターネットホームページの管理に関する事。
- (5) 報道機関との連絡に関する事。
- (6) 人口施策及び定住促進施策に係る総合的企画、調整及び推進に関する事。
- (7) 町章並びに町の木、町の花及び町の鳥の表徴に関する事。

情報システム担当

- (1) 情報施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) コンピュータによる事務処理に関すること。
- (3) コンピュータとその関連技術の調査、研究及びシステム開発に関すること。

第3条中総務部総務課行政総務担当の項中第21号を第22号とし、第7号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 自治行政法律相談に関すること。

第3条中総務部総務課職員担当の項中「職員担当」を「職員力推進担当」に改め、同条総務部総務課管財担当の項を削り、総務部総務課職員力推進担当の項の次に次の2項を加える。

施設再編課

管財担当

- (1) 公有財産管理の総括調整に関すること。
- (2) 普通財産の管理及び処分に関すること。
- (3) 普通財産の貸付けに関すること。
- (4) 借用地に関すること。
- (5) 公有財産の保険に関すること。
- (6) 行政境界に関すること。
- (7) 地籍調査に関すること。
- (8) 土地開発公社に関すること。
- (9) 地価公示法(昭和44年法律第49号)に関すること。
- (10) 不動産評価委員会に関すること。
- (11) 財産台帳の整理に関すること。
- (12) 町が管理する建物、工作物等の維持及び補修に関すること。

- (13) 庁舎の管理及び使用に関する事。
- (14) 庁用自動車の管理に関する事。
- (15) 寄附物品の採納に関する事。
- (16) 他課が所管する事業の補助に関する事。
- (17) 建築営繕工事の設計、施工及び監督に関する事。
- (18) 建築設計及び工事の予算見積りに関する事。
- (19) 受託工事の設計、施工及び監督に関する事。
- (20) 受託設計及び工事に係る事務の調整に関する事。
- (21) 課の庶務に関する事。

計画担当

- (1) 公共施設等総合管理計画に関する事。
- (2) 公共施設(インフラ及び都市公園を除く。)の総合的企画及び調整に関する事。

第3条総務部収納対策課収納担当の項第2号中「欠損処分」を「不納欠損処分」に改め、同項第10号中「及び欠損処分」を削り、同項を総務部収納課収納担当の項に改め、同条町民部協働文化推進課協働担当の項中第7号から第13号までを削り、第14号から第16号までを6号ずつ繰り上げ、同項第6号中「地域集会施設」に次に「の指定管理者による管理」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) まちづくり懇談会に関する事。

第3条町民部協働文化推進課文化担当の項の次に次の2項を加える。

町民安全課

災害対策担当

- (1) 町民の危機管理に関する事。
- (2) 防災会議に関する事。

- (3) 地域防災計画に関すること。
- (4) 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関すること。
- (5) 防災備蓄品の保守管理に関すること。
- (6) 防災行政無線の管理運用に関すること。
- (7) 防災意識の啓発に関すること。
- (8) 自主防災組織に関すること。
- (9) 水防に関すること。
- (10) 国民保護協議会に関すること。
- (11) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (12) 防災協会及び治水砂防協会に関すること。
- (13) 災害対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (14) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。
- (15) 課の庶務に関すること。

防犯・交通安全担当

- (1) 防犯対策に関すること。
- (2) 交通安全対策の企画及び推進に関すること。
- (3) 交通安全思想の普及宣伝及び安全教育に関すること。
- (4) 交通指導員に関すること。
- (5) 交通安全対策協議会等に関すること。
- (6) 自転車駐車場に関すること。
- (7) 放置自転車対策に関すること。

第3条福祉部福祉課総務担当の項第10号中「管理運営」を「指定管理者による管理」に改め、同条高齢介護課高齢福祉担当の項第10号を削り、同項第11号中「ふれあいセンター」の次に「の指定管理者による管理」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条福祉部保険年金課

国保・高齢者医療担当の項第 2 号及び第 10 号中「収納対策課」を「収納課」に改め、同条中健康子ども部子ども青少年課青少年育成担当の項を削り、健康子ども部子ども青少年課子ども家庭担当の項及び健康子ども部子ども青少年課保育担当の項を次のように改める。

子育て支援課

子ども家庭担当

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (2) 子ども・子育て会議に関する事。
- (3) 子育てサポートセンター業務に関する事。
- (4) 児童の遊び場の遊具の管理に関する事。
- (5) 母子、父子世帯に関する事。
- (6) 小児医療費の助成に関する事。
- (7) 児童手当に関する事。
- (8) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (9) ひとり親家庭医療費の助成に関する事。
- (10) 養育医療に関する事。
- (11) 寒川町立ひまわり教室の運営に関する事。
- (12) 特定不妊治療助成事業に関する事。
- (13) 不育症治療費助成事業に関する事。
- (14) 課の庶務に関する事。
- (15) 部内の事務連絡に関する事。
- (16) 部内の他課の主管に属しない事務に関する事。

のびのびすくすく担当

- (1) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の保健事業に関する事。
- (2) 子育て世代包括支援センター事業に関する事。

- (3) 産後ケア事業に関すること。
- (4) 子どもの予防接種に関すること。
- (5) 子育て支援相談に関すること。
- (6) 児童虐待防止に関すること。
- (7) 乳児家庭全戸訪問に関すること。
- (8) 養育支援訪問に関すること。
- (9) 子育て支援プログラムの実施に関すること。

第3条健康子ども部健康・スポーツ課健康づくり担当の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同項第7号中「各種予防接種」の次に「(子育て支援課の主管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同項第11号中「健康管理センター」の次に「の指定管理者による管理」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同条健康・スポーツ課スポーツ推進担当の項第6号中「体育施設」の次に「(田端スポーツ公園を除く。)」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 田端スポーツ公園の指定管理者による管理に関すること。

第3条環境経済部農政課農政担当の項中第13号を第14号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 農業委員候補者の推薦の求め及び募集並びに評価及び選定に関すること。

第3条環境経済部環境課資源廃棄物担当の項第10号中「宮山駅前公衆便所」の次に「及び寒川駅前公衆便所」を加え、同条都市建設部道路課管理担当の項第15号中「他課等」を「他課」に改め、同条都市建設部都市計画課みどり・国県担当の項第2号中「一之宮公園」の次に「及び寒川総合体育館」を加え、同項中第11号を第12

号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 寒川総合体育館の指定管理者による管理に関すること。

第3条拠点づくり部倉見拠点づくり課倉見拠点づくり担当の項第5号中「他課」を「他課等」に改め、同条寒川駅周辺整備事務所整備担当の項第6号を次のように改める。

(6) 寒川駅北口地区土地区画整理事業に係る清算に関すること。

第8条第2項第1号中「管理」を「運営」に改める。

第9条を削り、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

(寒川町長の職務代理者及び職務執行者を定める規則の一部改正)

第4条 寒川町長の職務代理者及び職務執行者を定める規則(昭和42年寒川町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企画政策部長」を「企画部長」に、「企画政策部」を「企画部」に改める。

第3条中「企画政策部」を「企画部」改める。

(寒川町広報に関する規則の一部改正)

第5条 寒川町広報に関する規則(昭和55年寒川町規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「企画政策部企画政策課長」を「企画部広報戦略課長」に改める。

第6条第2項第3号中「企画政策部企画政策課」を「企画部広報戦略課」に改める。

(寒川町職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第6条 寒川町職員の職の設置等に関する規則(昭和46年寒川町規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び寒川町立文化福祉会館」を削り、同条第2項を削る。

(寒川町職員表彰規則の一部改正)

第7条 寒川町職員表彰規則(昭和62年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

(寒川町職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第8条 寒川町職員の管理職手当に関する規則(昭和59年寒川町規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表4の項中「又は館長(寒川町立文化福祉会館長に限る。)」を削り、同表5の項中「(寒川町立文化福祉会館長を除く。)」を削る。

(寒川町財務規則の一部改正)

第9条 寒川町財務規則(昭和40年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「、公民館及び図書館の館長」を削り、「、監査委員」を「並びに監査委員」に改める。

第10条中「企画政策部」を「企画部」に改める。

別表第1中企画政策部の項中「企画政策部」を「企画部」に、

「

財政課	課長	寄附金、財政資料等頒布収入金その他歳計外現金の収納
-----	----	---------------------------

を

」

「

財政課	課長	寄附金、財政資料等頒布収入金その他歳計外現金の収納
広報戦略課	課長	行政資料等頒布収入金の収納

に

」

改め、同表総務部の項中

「

総務課	課長	町史資料頒布収納金、公文書の複写代金、講座等資料代金、源泉所得税、不要物品の売払代金及び庁舎管理から生ずる諸収入金の収納
-----	----	--

を

」

「

総務課	課長	町史資料頒布収納金、公文書の複写代金、講座等資料代金、源泉所得税の収納
施設再編課	課長	不要物品の売払代金及び庁舎管理から生ずる諸収入金の収納

に、

」

「収納対策課」を「収納課」に改め、同表町民部の項中「協働文化推進課」を「町民安全課」に改め、同表健康子ども部の項中「子ども青少年課」を「子育て支援課」に改め、同表教育委員会の項中

「

学校教育課	課長	図書の売払代金の収納
寒川町民センター	課長	町民センター使用料及び公文書の複写代金の収納
寒川町北部公民館	館長	公文書の複写代金の収納
寒川町南部公民館	館長	公文書の複写代金の収納
寒川総合図書館	館長	公文書及び図書館資料の複写代金の収納

を

」

「

に

学校教育課	課長	図書の売払代金の収納
-------	----	------------

」

改める。

第 31 号様式中「企画政策部」を「企画部」に改める。

(寒川町物品会計規則の一部改正)

第 10 条 寒川町物品会計規則(平成 2 年寒川町規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「企画政策部」を「企画部」に改める。

第 20 条第 2 項中「総務課長」を「施設再編課長」に改める。

別表第 2 企画政策部の項中「企画政策部」を「企画部」に、「危機管理課」を「広報戦略課」に改め、同表総務部の項中

「

総務課	課長	指定された職員
-----	----	---------

を

」

「

総務課	課長	指定された職員
施設再編課	課長	指定された職員

に

」

改め、同表町民部の項中

「

協働文化推進課	課長	指定された職員
---------	----	---------

を

」

「

協働文化推進課	課長	指定された職員
---------	----	---------

に

町民安全課	課長	指定された職員
-------	----	---------

」

改め、同表健康子ども部の項中

「

子ども青少年課	課長	指定された職員
---------	----	---------

を

」

「

子ども青少年課	課長	指定された職員
保育・青少年課	課長	指定された職員

に

」

改め、同表教育委員会の項中

「

学校教育課	課長	指定された職員
町民センター	館長	指定された職員
北部公民館	館長	指定された職員
南部公民館	館長	指定された職員
寒川総合図書館	館長	指定された職員

を

」

「

学校教育課	課長	指定された職員
-------	----	---------

に

」

改める。

(寒川町町税条例施行規則の一部改正)

第11条 寒川町町税条例施行規則(昭和60年寒川町規則第23号)の一部を次のように

改正する。

第 2 条第 1 項及び第 1 号様式中「収納対策課」を「収納課」に改める。

(寒川町庁舎管理規則の一部改正)

第 12 条 寒川町庁舎管理規則(昭和 48 年寒川町規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表中「総務課長」を「施設再編課長」に改める。

(寒川町公有財産規則の一部改正)

第 13 条 寒川町公有財産規則(平成 13 年寒川町規則第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「、寒川町公民館条例(昭和 54 年寒川町条例第 11 号)第 3 条及び寒川総合図書館条例(平成 18 年寒川町条例第 9 号)第 3 条に規定する館長」を削る。

第 4 条第 2 項中「総務課」を「施設再編課」に改める。

(寒川町消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第 14 条 寒川町消防本部の組織に関する規則(昭和 46 年寒川町規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条予防課予防担当の項に次の 1 号を加える。

(12) 防火団体に関すること。

第 10 条予防課警防担当の項中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

(16) 火災に関する警報の発令及び解除に関すること。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。